

山口県高等学校体育連盟表彰規定

第1条 山口県高等学校体育連盟規約第4条5号に基づく表彰規定を次のように定める。

(表彰の種類)

第2条 本規定に基づく表彰は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 功績賞
- (3) 優秀選手賞
- (4) 優秀監督賞

第3条 前第2条に示す(1)～(4)の各賞の規定は、次のとおりとする。

(体育功労賞)

第4条 本賞は、山口県高等学校体育連盟の生徒であって、当該年度の卒業予定者を対象として授与する。

第5条 受賞人員は、全日制では在籍生徒数120名に対し1名の割合を原則とする。定時制通信制では学校あたり1名とする。

第6条 本賞の受賞者の選考は、当該学校に一任する。

第7条 本賞の受賞者選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 人格、識見共に優秀と認める者
- (2) 学習成績が中等以上である者
- (3) 出席状況が良好である者
- (4) 体育歴が優秀である者、ただし、その活動は学校の内外を問わない。

第8条 各学校は、受賞者を決定し、別記様式(1)により、本連盟事務局あて報告するものとする。

第9条 本賞の授与は、卒業式に際し、施行することを原則とする。

(功績賞)

第10条 本賞は、山口県高等学校体育連盟加盟校の教職員であって、本県高等学校体育・スポーツの普及、振興に寄与し、功績顕著と認めた者に授与する。

第11条 受賞者には、賞状並びに記念品を贈り、その功績をたたえる。

第12条 各地区支部長並びに各専門部長は、別記様式(2)により3月末までに受賞候補者を本連盟会長宛推薦するものとする。

第13条 受賞者の推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 会長・副会長・理事長・副理事長・支部理事長が退任したとき。

- (2) 専門委員長・事務局長は、4年以上継続し退任したとき。
- (3) 各支部代表の専門委員は、6年以上継続し退任したとき。
- (4) 専門部並びに各地区で、大会運営等で永年（15年）活動し退任したとき。

第14条 受賞者は、表彰委員会並びに理事会の議を経て決定する。

第15条 表彰式は、山口県高等学校総合体育大会の際に行うことを原則とする。

第16条 表彰委員会は会長・副会長・理事長・副理事長・支部理事長で構成する。

(優秀選手賞)

第17条 本賞は、山口県高等学校体育連盟加盟校の生徒であって、全国高等学校総合体育大会において、第8位以内に入賞した選手に授与する。

第18条 受賞者には、表彰状を授与する。

第19条 本賞は、その年度の功績により授与することを原則とする。なお、表彰は、該当の所属長に依頼して行う。

(優秀監督賞)

第20条 本賞は、山口県高等学校体育連盟加盟校の指導者であって、全国高等学校総合体育大会において、第3位以内に入賞した団体並びに個人の監督に授与する。

第21条 受賞者には、表彰状を授与する。

ただし、受賞回数が5回目に達する毎に、賞品を授与する。

附 則

本規定は、昭和57年4月16日から施行する

昭和58年4月20日一部改正

平成12年4月18日一部改正

平成16年4月22日一部改正

平成17年4月22日一部改正

平成18年4月21日一部改正

平成24年4月17日一部改正

令和5年4月14日一部改正